

令和6年12月2日以降の医療機関等受診について

【ケース1】現在組合員・被扶養者の方(組合員証等の有効期限が令和7年12月1日より前の方を除く)

お手元の組合員証等は、経過措置期間(令和7年12月1日まで1年間)使用できます。

【ケース2】現在組合員・被扶養者の方(組合員証等の有効期限が令和7年12月1日より前の方)

お手元の組合員証等は、有効期限(令和7年12月1日前)まで使用できます。

(注) 令和6年12月2日以降、現行の組合員証等の新規発行はなく、「マイナ保険証」(マイナンバーカードの健康保険証利用)を基本とする仕組みに移行するため、次の対応をお勧めします。

○ マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行った方



○ マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方

「マイナ保険証」での受診をお勧めします。

「マイナ保険証」の利用登録をお勧めします。

(参考1)「マイナ保険証」の利用について

- ① 「マイナ保険証」を利用することにより、次のメリットがあります。
 - ・ 過去のお薬、診療データに基づく、より良い医療が受けられる
 - ・ 突然の手術、入院でも高額支払いが不要になる など
- ② 「マイナ保険証」の利用登録はマイナポータル、医療機関・薬局の受付等で行えます。

(参考2)「マイナ保険証」の利用登録が行われない場合

【ケース1】【ケース2】共に、お手元の組合員証等の使用可能な期間が終了する前に「資格確認書」が交付されます。

【ケース3】令和6年12月2日以降に組合員・被扶養者となられる方

組合員証等は発行せず、個人番号でオンライン資格確認システムに加入者情報を登録します。

○ マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行った方



○ マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方

オンライン資格確認システムに加入者情報登録後、「資格情報通知書」を交付します。
→「マイナ保険証」で受診してください。

オンライン資格確認システムに加入者情報登録後、「資格確認書」を交付します。
→「資格確認書」で受診してください。

(参考)「マイナ保険証」利用登録の解除について

- ① 「マイナ保険証」の利用登録の解除を希望される方は、各所属所の共済組合事務担当課に「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」がありますので、この申請書を共済組合にご提出ください。
- ② 「マイナ保険証」の利用登録を解除した後の医療機関等の受診は、マイナンバーカードに「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方と同様の取扱いになります。

本制度に関する取扱いは、各所属所共済組合事務担当課までお問い合わせください。